

# Attar モデルサービス契約書



株式会社妖香女(以下、甲)とAttarモデル合格者(以下、乙)は、甲の制作するModels Attar(以下、「本製品」)を使用したサービス提供を行うにあたり、次のように契約する。

## 第1節 総則

### 第1条(目的)

本契約に基づき、甲は乙と共同でAttarモデルサービスを行うものとする。

### 第2条(販売地域)

本契約に基づくサービス提供は、日本国内に限定されるものとする。

### 第3条(製品)

1. 本契約に基づく本製品とは、すべて甲によって制作される製品を意味する。
2. 本契約による商標とは、甲において所有、管理、使用されている商号または商標等を意味する。

### 第4条(販売)

甲は本製品を以下URLサイトにて販売する  
<http://models-attar.com/>

### 第5条(競業禁止)

本契約の有効期間中、乙は、甲の事前の書面による同意なくして、本サービス・製品と同一、類似または競合する、いかなる製品についても、契約地域内で販売促進・販売または注文を集めもしくは引き受けてはならない。

## 第2節 オイルの製作

### 第6条(価格)

1. 本製品は、乙が甲に対して製作費用+消費税を支払い完了後、甲が製作、保管・管理を行うものとする。

2. 本製品の製作に関して、乙は甲に一任するものとし、香りの製作過程において甲は乙に対し、経過報告義務などは行わない。これは、乙の為に甲が行う調香費用が市場とかけ離れた安価で製作されているためであり、この件に関し乙は異論を唱えないこととする。
3. 完成した製品が乙のイメージと異なる場合も、乙は甲に対して再制作の権利を有しない。止む終えず再制作を依頼する場合、乙は再制作費用として制作費の80%に当たる費用＋消費税を甲に支払うこととする。
4. 実際に小売販売される際に発生するボトル代金＋ラベル代金は、上記オイルの作成料に含むものとし、乙の負担は無しとする。

### 第3節 乙への報酬

#### 第7条(報酬)

1. 乙が「プレミアム特典付き 100ml 作製」を依頼した場合、以下の特典が付与される

特典1. 25本完売後の Attar 作製費を無料に

特典2. <http://models-attar.com/> 内で販売されたオイルの販売価格×10%を、甲は乙への報酬として支払うものとする。

プレミアム特典付き 100ml 作製

<http://models-attar.com/2016/10/25/attar100ml/>

2. 乙に対して甲は、1ヶ月ごとに報酬額から振込手数料を差し引いた金額を、乙名義の銀行口座へ報酬として振込むものとする。
3. プラスボーナス、ベストボーナスに関しては、以下 URL 記載通りとする  
<http://models-attar.com/2016/10/21/bonus/>

### 第4節 仕様の変更

#### 第8条(製品の仕様変更)

甲が制作する本製品は、天然素材も含む製品であるため、次回以降の作成時、香りが大幅に変化することを、乙は了承するものとする。

### 第5節 知的所有権

#### 第9条(工業所有権)

乙は、本製品に使用されているすべての商標、デザイン、特許及びその他の工業所有権が、甲の所有であることを認め、いかなる方法でもそれらについて争わないものとする。乙は、事前に甲書面による同意なしに、本製品に関していかなる工業所有権も出願または登録してはならない。

#### 第 10 条(秘密保持)

甲及び乙は、公知または公用となる場合を除いて、本契約並びに個別契約の遂行上知り得た相手方の情報並びに業務上の秘密を、本契約の有効期間中はもとより本契約終了後も他に漏洩してはならない。

### 第6節 雑 則

#### 第 11 条(解除)

1. 甲または乙に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- (2) 何らかの事由により本契約が履行されず、相当の期間を定めて催告しても履行されないとき
- (3) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (4) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てまたは破産、和議、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
- (5) 支払停止、支払不能等の事由を生じたとき

2. 前項に基づく本契約の終了は、その終了日にいずれかの当事者に帰属するいかなる権利も侵害することがあってはならないものとし、本契約条項に基づいて存在する権利及び義務も本契約の終了によって影響を受けないものとする。

#### 第 12 条(譲渡)

乙は、甲の書面による事前の承認なく本契約により生ずる一切の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡もしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

#### 第 13 条(不可抗力による免責)

天災地変、戦争、内乱、労働争議、輸送時における事故等の不可抗力によって、契約品の納入が遅延もしくは不能となった場合、甲乙は互いに何ら責任を負わないこととする。

#### 第 14 条(合意管轄)

本契約の諸取引に関し訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を裁判管轄とすることに合意する。

#### 第 15 条(有効期間)

32m 制作 4ml ボトル 8 本分の場合本契約の有効期間は 8 本が完売した時点で終了するが、完売後も、乙のモデルページは掲載されるものとする。

#### 第 16 条(協議事項)

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。